

平成31年2月26日

再犯防止推進計画の見直しについて

堂本暁子

1. 「更生支援」という理念を共有する

地方公共団体が条例、計画を策定するに当たっては、犯罪をした者等の円滑な社会復帰をその目的、施策とするだけではなく、「共生のまちづくり」の一環として、自治体、関係機関、市民、民間支援団体等もその主体となり、それぞれの役割・連携・協力の下、市民が犯罪の被害者とならない安心・安全で活力ある共生社会が構築されることが重要である。これが「更生支援」の理念であり、これを条例・計画に盛り込むことが地域住民の理解を得るためにも、また、今後の国の再犯防止推進計画の見直しにおいても重要である。

2. 在所中から出所後まで区切りのない支援のための実効的な対策

高齢、障害、生活困窮、就労困難等の生きづらさを抱える起訴猶予者、満期出所者、保護観察対象者等については、安定的な生活の場の確保、保健医療、福祉、介護、就労等の各種支援が区切りなく一貫して提供されるよう、在所中から矯正施設、保護観察所、帰住先自治体、関係機関、民間支援団体等が連携した取り組みが必要である。

(1) 受刑中からのコーディネートと出所後の支援につなげるための体制の強化

刑務所に駐在する保護観察官を大幅に増員し、保護観察官が刑務所の中にもっと入っていき、刑務官や帰住先の自治体職員、民間団体や協力雇用主等と協働して、受刑中から、社会内を見据えた支援のコーディネートを行い、出所後の住居や就労を含め、その生活を支える体制を整えることで、仮釈放を増やしたり、満期出所した人の支援につなげることができる。

(2) 就労支援

就労支援については、適職に就けるよう支援するだけでなく、就労の継続を支援することを通じて確実な社会的自立につなげるという視点が重要である。矯正と保護において、これまでも様々な施策が展開されてきたが、この視点に立ち、矯正施設と保護観察所はもちろん、コレワーク、就労支援事業者機構、就労支援事業所等における

各々の取組が、有機的に連動し、相乗効果を十分に発揮できるようにするため、相互の役割を再確認し、必要な施策及び体制の拡充・強化を図る必要がある。

(3) 関係省庁との連携

民間の施設で受入れが困難な者に生活の場を確保するため、更生保護施設の受入期間の延長や処遇困難者専門の福祉施設を設置できるよう地方公共団体に対して国が支援するなど、刑事司法と福祉行政の垣根を超えた一步踏み込んだ施策の実現に向けて、法務省と厚生労働省など国の関係省庁の強力な連携が必要である。

3. DV 加害者に対する指導等の必要性

DV 防止法の加害者の再犯を防止する観点から、DV 加害者に対する指導等を充実するべきであり、今後、再犯防止推進計画に基づき施策を実施する上でその重要性を十分認識するとともに、今後の計画の見直しにおいて、「ストーカー加害者に対する指導等」と同様に、「DV 加害者に対する指導等」を明記すること。

4. 薬物依存症の回復支援に重点を置いた関係機関連携による積極的取組

薬物依存症対策については、平成31年度から、札幌刑務支所において、女子受刑者の薬物依存症回復に重点を置いた在所中から出所後の支援に直結したプログラムが実施されるほか、栃木県においては、地域再犯防止推進モデル事業として、ダルクと連携した薬物事犯の満期釈放者や保護観察終了者に対する回復支援プログラム・総合的生活支援が実施される。

このように、薬物依存症者やその家族を中心に置き、国、地方公共団体、民間支援団体等がそれぞれの役割・専門性を発揮した依存症回復支援のためのソーシャルモデルを今後さらに積極的に展開していく必要があり、そのためには、依存症施策を所管している厚生労働省において、法務省とも連携しながら、依存症に関する国民の理解を深めさせる啓発活動、地方公共団体や民間支援団体に対する支援、専門人材の育成・配置、相談機関等の設置、調査研究事業等を効果的かつ重点的に実施する必要がある。